

健生食輸発0915第2号
令和8年9月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産食品のサイクラミン酸)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正：令和8年9月15日付け健生食輸発0915第1号)により通知したところである。

今般、HANA NGUYEN TECHNOLOGY COMPANY LIMITED及びVIET DUC FOOD TECHNOLOGY CO., LTDで製造されたベトナム産食品のサイクラミン酸について、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表12から同社を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。